

春日部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

春日部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第4号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する<u>主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）</u>でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>令和9年3月31日</u>までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（<u>主任介護支援専門員</u>を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 <u>令和3年4月1日</u>以後における前項の規定の適用については、同項中「、第5条」とあるのは「<u>令和3年3月31日</u>までに指定居宅介護支援事業所の指定を受けているもの（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条」と、「<u>介護支援専門員（主任介護支援</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する<u>主任介護支援専門員</u>でなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>平成33年3月31日</u>までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（<u>同項に規定する主任介護支援専門員</u>を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。</p>

専門員を除く。)を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

4 (略)

3 (略)

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項本文及び附則第2項の改正規定並びに附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。